

学士課程教育における自己点検とその改善に関する年次報告書（総評）

歯学部

1. 評価結果一覧

自己点検・評価単位	分析 項目 1-1-1	分析 項目 2-1-1	分析 項目 2-1-2	分析 項目 2-2-1	分析 項目 2-2-2	分析 項目 3-1-1	分析 項目 4-1-1	分析 項目 4-2-1	分析 項目 4-2-2	分析 項目 5-1-1	分析 項目 5-1-2	分析 項目 5-2-1
歯学部	⑤	④	⑤	④	④	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
歯学プログラム												
口腔保健学プログラム												
口腔工学プログラム												

自己点検・評価単位	分析 項目 6-1-1	分析 項目 6-2-1	分析 項目 6-3-1	分析 項目 6-3-2	分析 項目 6-3-3	分析 項目 6-4-1	分析 項目 6-4-2	分析 項目 6-4-3	分析 項目 6-5-1	分析 項目 6-6-1	分析 項目 6-6-2	分析 項目 6-6-3
歯学部												④
歯学プログラム	⑤	⑤	⑤	⑤	④	⑤	⑤	⑤	④	⑤	④	
口腔保健学プログラム	⑤	⑤	⑤	⑤	④	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
口腔工学プログラム	⑤	⑤	⑤	⑤	④	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	

自己点検・評価単位	分析 項目 6-6-4	分析 項目 6-6-5	分析 項目 7-1-1	分析 項目 7-1-2	分析 項目 8-1-1	分析 項目 8-1-2
歯学部	③		⑤	⑤	④	④
歯学プログラム		⑤				
口腔保健学プログラム		⑤				
口腔工学プログラム		⑤				

（⑤十分に適合する ④適合する ③やや適合する ②余り適合しない ①適合しない）

2. 評価結果に対する総評

○教育研究上の基本組織に関する基準

歯学部は歯学プログラム、口腔保健学プログラム、口腔工学プログラムの3つのプログラムを有するが、教育活動の最終決議機関は歯学部教授会にある。歯学部教授会の下部組織に、教育研究上の審議機関として歯学部長室会議が設立されている。この歯学部長室会議で十分審議された教育研究上の事項が歯学部教授会にて最終審議される仕組みを有する。また、3つのプログラムは広島大学病院又は他施設病院での臨床・臨地実習を含んでおり、それぞれの病院に応じた対応が必要である。そのため臨床実習検討部会を設立し、3つのプログラムが共通の認識下で実習が行えるシステムを有する。

そのため、教育研究上の基本組織に関する基準に十分適合すると判断できる。

○内部質保証に関する基準

歯学部ではセメスター毎に、歯学部の理念、自身の学習に対する評価、ネット型授業について、前期又は後期受講科目全般について、前期又は後期実習について、教員について、全体評価についての学生アンケートを取得している。令和3年度から、教員に対する教育に関するアンケートも実施し、より多角的な視点から評価するシステムを構築している。また、卒業生からは、6年間又は4年間とおしてのプログラムの評価、国家試験への対応をアンケート収集し、在学生への対応に反映している。

教員の質及び教育活動を支援又は補助する者の質は、令和3年に設立した歯学教育センターによるカリキュラム評価により行われる。授業方法の徹底は歯学部教員FD研修会の開催により情報共有し、教育研究活動の改善に寄与している。

このため、内部質保証に関する基準に適合すると判断できる。

○情報の公表に関する基準

歯学部は歯学プログラム、口腔保健学プログラム、口腔工学プログラムの3つのプログラムを有するが、それぞれの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められており、Webにて公開されている。

このため、情報の公表に関する基準に十分適合すると判断できる。

○施設及び設備並びに学生支援に関する基準

教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備として、研究棟Cのダイバーシティエリア、研究棟Bのチュートリアル室、研究棟Cのグループ学習室を設置しており、学生による自主的学習が出来るスペースを確保している。また、これらの施設にはWi-Fi設備を設置しており、オンライン授業にも対応できるスペースである。

歯学部では10人程度を担当する少人数チューターシステムを採用している。このシステムによりき

め細やかな学生対応が可能である。令和3年度入学生から学年チューター制度を導入し、更に令和5年度から歯学プログラムに適用するチューター制度を改定（全学年に代表チューターを設定、第1チューターの担当人数を少人数に変更、第2チューターに准教授以下の教員を設定することで学生との橋渡し役がスムーズになることを期待）したことより迅速に学業不振者を迅速に抽出し指導する体制を構築した。学生への経済支援制度として広島大学歯学部学生支援金制度を令和2年に制定した。この制度は困窮学生に給付型支援を行う制度で学生の成績は勘案しない制度となっている。本当に支援が必要な学生に勉学に少しでも集中してもらえるような支援を行っている。また、この支援制度は留学生にも行われている。

以上のことから、施設及び設備並びに学生支援に関する基準に十分適合すると判断できる。

○学生の受入に関する基準

歯学部においては、主専攻プログラム（歯学プログラム、口腔保健学プログラム、口腔工学プログラム）のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいてアドミッション・ポリシーが定められている。いずれのプログラムの入学者選抜試験においても受験者全員の面接試験をアドミッション・ポリシーに基づいて実施している。その評価法は各プログラム入学への適性について厳格に基準を設定している。このような評価基準を用いた面接試験を行うことで、アドミッション・ポリシーに沿っているか否かを判断することができる。

入学定員は歯学科53人、口腔健康科学科口腔保健学専攻20人、口腔健康科学科口腔工学専攻20人であるが、令和6年度入学者数は、歯学科53人、口腔健康科学科口腔保健学専攻20人、口腔健康科学科口腔工学専攻20人であり、適正な割合である。

以上のことから、学生の受け入れに関する基準に十分適合すると判断できる。

○教育課程と学習成果に関する基準

3つの主専攻プログラムは、シラバスに到達目標と評価方法が明示され、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示されている卒業時に修得すべき素養と能力が保証されるようにきわめて綿密に教育課程が編成され、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。このカリキュラム・ポリシーを遵守しながら、各プログラムに求められるモデル・コア・カリキュラムや、国家試験に対応できる様、体系的にカリキュラム編成が行われている。授業形態や学習指導方法においても、歯学プログラムの歯学研究実習、口腔保健学プログラム及び口腔工学プログラムにおける卒業研究を整備しており、それぞれ研究発表会を学生主導で行わせている。

学生からの意見や要望を直に吸い上げた上で、担当チューターや臨床実習ライター、学生支援グループ等が適切に対応できる取り組みがなされており、留学生に対する支援体制も整備されている。歯学プログラムの専門教育のほぼすべての授業ならびに口腔保健学プログラム、口腔工学プログラムの専門教育の一部の授業において日英両言語授業 Dual Linguistic Education を行っており、留学生がいつでも授業に参画可能なシステムを有している。

いずれのプログラムとも卒業時に国家資格取得に値する資質・能力を担保しなければならない責任か

ら、卒業認定が厳格に行われている。学生への周知徹底は、両学科、専攻とも入学時、第2年次進学時、予備実習・臨床実習ガイダンス等で適切な時期に実施している。シラバスには各科目単位の評価方法、試験の有無、評価方法が記載されており、進級・卒業判定は、歯学部教授会において厳正に実施している。

歯科医師国家試験（令和7年新卒者合格率83.3%【国立全国平均89.7%】【全国平均84.0%】）、歯科衛生士国家試験（令和7年新卒者合格率100%【全国平均91.0%】）、歯科技工士国家試験（令和7年新卒者合格率100%【全国平均93.3%】）での高い合格率となっている。

以上のことから、教育課程と学習成果に関する基準に適合すると判断できる。

○教育の国際性に関する基準

歯学部留学生は新型コロナウイルス感染症の感染状況が改善した後には増加が見込まれる。これまでも国際歯学コースにおいて留学生を継続的に受け入れている。歯学部学生の海外提携校への派遣プログラムも複数有しており、カンボジア医療支援も継続的に行われている。令和4年度は歯学部学生を派遣するプログラムを再開し、今後さらに発展的に進めていくことを目指している。

これらのことから、教育の国際性に関する基準に十分適合すると判断できる。

○リカレント教育の推進に関する基準

歯学部には令和元（2019）年7月に歯科衛生士の臨床能力向上と復職に関する支援及び離職防止の推進を図ることを目的に歯科衛生士教育研修センターが設置された。令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染状況下では、本プログラムをオンライン研修会にて行い、募集人員以外の受講者も参加出来るようにし、リカレント教育体制を構築した。令和4年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨床臨地実習の経験が十分に行えなかった新人の支援を目的に卒後フォローアップ研修を実施した。また、離職防止対策として、キャリア相談やスキルアップ研修のほかに、エルダーやプリセプターを対象とした、人材育成を目的としたリフレッシュ研修を実施した。さらに、歯科衛生士リカレント研修会は、毎月実施している。

このことから、リカレント教育の推進に関する基準に適合すると判断できる。